

2026年1月15日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2025年7月から2025年12月までの間に支払審査委員会を4回開催し、計6件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は1件でした。

お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
人身傷害保険 ロードサービス費用 補償特約	<ul style="list-style-type: none">被保険者は身体障害者手帳視覚障害4級に相当する状態かつ主治医に運転をすべきでないと指導を受けていたにもかかわらず運転を継続し、右折車線で右折待機中の前方車両3台に玉突き追突し、被保険者は右第5肋骨骨折の交通事故を負いました。今回の事故以前に医師が複数回にわたり「現在の視機能で自動車の運転はすべきではない」と指示をしているのにもかかわらず、運転を続けていることは重大な過失であると判断ができるため、本件事故は被保険者の重大な過失によって生じた損害であるとして、人身傷害保険およびロードサービス費用補償特約のお支払対象に該当しないと判断しました。